

指定給水装置工事事業者制度について

<目次>

指定給水装置工事事業者について

- ◇ 指定給水装置工事事業者制度
 - 1 指定給水装置工事事業者とは…………… p 1
 - 2 指定について…………… p 1
 - 3 提出先・問い合わせ先一覧…………… p 2

申請の手続きについて

- ◇ 指定の申請
 - 1 指定の申請をするとき…………… p 3
 - 2 申請事項…………… p 3
 - 3 指定の基準…………… p 4
 - 4 指定の手続き…………… p 4
- ◇ 申請書類に関する留意事項
 - 留意事項…………… p 7
 - 記載例…………… p 9

指定後に必要な手続きについて

- ◇ 給水装置工事主任技術者の選任・解任について…………… p 13
 - 届出書記載例…………… p 14
- ◇ 指定事項の変更
 - 1 変更届出事項…………… p 15
 - 2 提出書類…………… p 15
 - 3 期日、届出先…………… p 15
 - 届出書記載例…………… p 16
- ◇ 指定の更新
 - 1 有効期間について…………… p 18
 - 2 更新の手続き…………… p 19
 - 3 指定の失効…………… p 20
- ◇ 廃止・休止・再開…
 - 1 廃止・休止…………… p 21
 - 2 再開…………… p 22
 - 届出書記載例…………… p 23
- ◇ 指定票の再交付…………… p 24
 - 届出書記載例…………… p 25
- ◇ 指定の取消し…………… p 26
- 申請書類等早見表…………… p 28

神奈川県企業庁水道部

令和 元年 10 月

指定給水装置工事事業者制度

この小冊子は、水道法（昭和32年法律第177号）、同施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）及び同施行規程（昭和29年企業管理規程第2号）に定める指定給水装置工事事業者に関する手続等について説明するものです。

1 指定給水装置工事事業者とは ————— 水道法第16条の2

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者（神奈川県県営上水道）から給水区域内において給水装置工事を適正に施行する事ができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道事業者へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うことになります。

2 指定について

- ・ 指定の基準に適合していれば、指定を受けることができます。
- ・ 住所及び事業所の所在地が給水区域内にない場合でも、指定を受けることができます。
- ・ 指定の申請は随時受け付けています。
- ・ 指定の有効期間は、指定の日から5年間です。

指定給水装置工事事業者は、水道事業者と協力して、安全な水を安定供給するための給水装置工事等を施工しているので、その責務は極めて重大です。したがって**水道法・水道法施行令・水道法施行規則・神奈川県県営上水道条例・神奈川県県営上水道条例施行規程・給水装置工事設計施行基準**を必ず守るようにして下さい。

3 提出先・問い合わせ先一覧

	所在地	電話番号
神奈川県企業庁水道部水道施設課工務グループ	〒231 -8588 横浜市中区日本大通 1	045(210)1111 内線 7274
相模原水道営業所	〒252 -0227 相模原市中央区光が丘 2-18-56	042(755)1132 (代)
相模原南水道営業所	〒252 -0303 相模原市南区相模大野 6-3-1 高相合同庁舎内	042(745)1111 (代)
津久井水道営業所	〒252 -0157 相模原市緑区中野 252-1	042(784)4822 (代)
鎌倉水道営業所	〒248 -0012 鎌倉市御成町 12-18	0467(22)6200 (代)
藤沢水道営業所	〒251 -0025 藤沢市鶴沼石上 2-6-2	0466(27)1211 (代)
茅ヶ崎水道営業所	〒253 -0042 茅ヶ崎市本村 4-5-22	0467(52)6151 (代)
平塚水道営業所	〒254 -0073 平塚市西八幡 1-3-1 平塚合同庁舎内	0463(22)2711 (代)
厚木水道営業所	〒243 -0004 厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎別館	046(224)1111 (代)
海老名水道営業所	〒243 -0434 海老名市上郷 717	046(234)4111 (代)
大和水道営業所	〒242 -0005 大和市西鶴間 3-12-18	046(261)3256 (代)
平塚水道営業所 箱根水道センター	〒250 -0401 足柄下郡箱根町宮城野 626-11	0460(82)4306 (代)

	受付曜日	受付時間
水道施設課 及び 各水道営業所	月曜～金曜（祝日を除く）	8:30～12:00 13:00～17:15

指定の申請

1 指定の申請をするとき

新たに神奈川県県営上水道の給水装置工事事業者の指定を受けようとする時は、神奈川県公営企業管理者あてに指定の申請をしてください。また、指定を受けた後も、個人が法人になった場合や個人が死亡し相続人が事業を継ぐ場合には、新規の指定を受けることとなります。(会社合併の場合は、休止・廃止 (p 22) 参照)

2 申請事項 ————— 水道法第 25 条の 2、水道法施行規則第 19 条

- ① 氏名又は名称
- ② 住所 (本店)
- ③ 法人にあつては、代表者の氏名
- ④ 神奈川県県営上水道の給水区域内で給水装置工事業を行う 事業所の名称及び所在地 (本店も事業を行う場合は本店も含む)
- ⑤ それぞれの事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ⑥ 機械器具の名称、性能及び数
- ⑦ 事業の範囲
- ⑧ 法人にあつては、役員の氏名

(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)

3 指定の基準 ———— 水道法第 25 条の 3、水道法施行規則第 20 条、20 条の 2

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有していること。
 - ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ・水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

*以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることになります。

4 指定の手続き

(1) 申請手続き

受付場所 ⇒ 本庁水道施設課または各水道営業所 (p 2 一覧表参照)

*どの場所でも受け付けますので、ご利用になりやすい場所で申請して下さい。

*指定票の交付は、申請した場所で行います。

手数料 ⇒ 10,000円 (審査手数料)

受付時期 ⇒ 随時受付

提出書類 ————— 水道法施行規則第 18 条

- イ 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第 1）
- ロ 機械器具調書（別表）
- ハ 誓約書（様式第 2）
- ニ** 住民票の写し（個人）
- ホ** 登記事項証明書（法人）
- ヘ 定款又は寄附行為（法人）
- ト 給水装置工事主任技術者免状の写し

3ヶ月以内に
発行されたもの

*個人—イ、ロ、ハ、ニ、ト 5種類

法人—イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト 6種類

申請手続き

- ① 申請に必要な書類を揃え、受付場所に提出して下さい。
- ② 受付場所で書類を確認します。
- ③ 書類確認が終わったら、手数料を納入してください。

営業所— 窓口で納入してください。

本庁 — 納入通知書を発行しますので、取扱金融機関で納入してください。

(2) 指定

審査 ⇒ 本庁にて、「指定の基準」に適合しているかを審査し、適合しているときは公営企業管理者による指定をします。

公告 ⇒ 指定をした場合は、各水道営業所に新規指定店一覧を掲示します。

通知・指定票の交付

指定の通知を送付しますので、通知を持って受付場所までお越しください。

「給水装置工事事業者指定票」をお渡しします。（印鑑等は必要ありません。）

*給水装置工事事業者指定票を紛失又は毀損し、再交付を申請した場合、再交付手数料 2,500円がかかります。

給水装置工事主任技術者の選任

指定後 2 週間以内に、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（水道法施行規則第 22 条様式第 3 号）を提出して下さい。

*選任時の注意点については、「給水装置工事主任技術者の選任について」（p 13）を参考にして下さい。



指定手続き完了

申請書類に関する留意事項

申請書等は申請者に作成していただきますが、水道法施行規則の様式にそったものであれば結構です。（様式は次のアドレスのホームページでもダウンロードできますが、水道施設課及び各水道営業所でも申請書等の用紙を配布いたします。）

作成の際には、記載例を参考にすべて申請者が記入し、提出するようお願いします。

ホームページ「指定給水装置工事事業者の登録について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yn3/cnt/f360409/p367402.html>

留意事項

共通事項

<日付>

- ・日付は必ず届出の日を記入して下さい。

<申請者>

- ・個人営業の場合、氏名又は名称欄に「〇〇工務店」等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入して下さい。名称がない場合は氏名又は名称欄に個人の氏名を記入して下さい。
- ・印とある書類には必ず押印して下さい。
- ・住所は個人の場合は住民票記載の住所を、法人の場合は登記事項証明書の本店の住所を記入して下さい。

指定申請書

<役員>

- ・法人のみ記入して下さい。
- ・登記事項証明書に掲載されている役員全員を記入して下さい。

<事業の範囲>

- ・給水装置工事業を行うものであることを確認するものです。
定款又は寄附行為、登記事項証明書上の「目的」を記入して下さい。

<事業所>

- ・ 神奈川県県営上水道の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。
- ・ 給水区域内で工事を行う事業所（本店も含む）が複数の場合は、それらの事業所全てを記入して下さい。3つ以上ある場合は様式を適宜追加して下さい。

<選任されることとなる給水装置工事主任技術者>

- ・ 選任予定者を、事業所ごとに記入して下さい。
- ・ フリガナを必ずふってください。

機械器具調書

- ・ 定められた4種の機械器具が、各1台以上あるようにして下さい。
 - ・ 型式、性能は、記入できる範囲で記入して下さい。
- (電動・エンジン付き等の工具については、作業能力又は型式を記入して下さい。)

記 載 例

指定給水装置工事事業者指定申請書

全て申請者が記入

届出の日付を記入

神奈川県公営企業管理者 殿



○年 △月 ×日

申請者 フリガナ ^{カナガワ}スイドウ
氏名又は名称 **神奈川水道株式会社** 印

住 所 〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通1

(電話番号) **045-201-1111**

代表者氏名 ^{カナガワ} ^{タロウ}
神奈川 太郎

法人にあっては代表者印
個人にあっては個人印（屋号・
店舗名を持つ場合も個人印）

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたい
ので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
<p>代表取締役 ^{カナガワ} ^{タロウ} 神奈川 太郎</p> <p>取締役 ^{カナガワ} ^{イチロウ} 神奈川 一郎</p> <p>取締役 ^{サカミ} ^{ハナコ} 相模 花子</p>	<p>監査役 ^{フジ} ^{サヲ} 藤沢 三郎</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">法人のみ記入</div> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">登記事項証明書上の役員を全員記入</div>
事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水衛生設備工事業 ・冷暖房設備工事 ・土木建設工事の請負 <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">法人の場合には定款・ 登記事項証明書上の目 的の内容を記入</div>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（ 表 面 ）

当該給水区域で給水装置工事業の事業を行う事業所の名称	↑	神奈川水道株式会社
神奈川県営上水道の給水区域内で工事を行う全ての事業所（本店を含む）		
上記事業所の所在地 電話番号		横浜市中区日本大通り1 045-201-1111
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)		給水装置工事主任技術者免状の交付番号
カナガワ イチロウ 神奈川 一郎 ↑ 選任予定者		1 2 3 4 5

本店以外を登録する場合は、〇〇営業所・支店等名称を付けてください。

当該給水区域で給水装置工事業の事業を行う事業所の名称	↓	神奈川水道株式会社 相模原支店
上記事業所の所在地 電話番号		〒252-0236 相模原市中央区富士見6丁目5番8号 0427-55-1132
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)		給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤマト カスオ 大和 和男 サガミ シロウ 相模 次郎 ↑ 2人以上選任してもよい		2 3 4 5 6 3 4 5 6 7

（ 裏 面 ）

記 載 例

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 査 書

○年 △月 ×日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		2	
	カッター		1	
管の加工用の 機械器具	やすり		3	
	旋 盤		1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ		1	
	ス パ ナ		2	
水圧テスト ポ ン プ	○□△手動式	AB— 50C	1	

4種、各1台
以上ずつ

水道法施行規則の具体例
と同様のものあるいは同
等以上のもの

電動、エンジン付き等の
工具については、作業能
力または型式を記入

1台以上あればよい

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

記 載 例

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、

水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

届出の日付を記入

○ 年 △ 月 × 日

申請者

会社の「名称」

氏名又は名称

神奈川水道株式会社

印

本店の住所

住 所

神奈川県横浜市中区

日本大通1

代表者氏名

神奈川 太郎

法人にあつては代表者印
個人にあつては個人印（屋号・
店舗名を持つ場合も個人印）

神奈川県公営企業管理者 殿

給水装置工事主任技術者の 選任・解任について

1 給水装置工事主任技術者の選任・解任

(水道法第25条の4、水道法施行規則第21条)

指定を受けた後は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の中から給水装置工事主任技術者を選任し、届出をしてください。

その後新たに選任したり解任したときは、神奈川県公営企業管理者に必ず届け出てください。選任できない場合は、事業を休止するか廃止することになります。

届出 —— ①新たに指定を受けたとき

→ 指定を受けた日から2週間以内に選任し届出

②給水装置工事主任技術者が欠けたとき

→ 欠けた日から2週間以内に選任し届出

③ 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき (遅滞なく届出)

④ 事業所を新設又は閉鎖したとき、事業を廃止するとき

提出書類 —— 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (水道法施行規則様式第3)
給水装置工事主任技術者免状の写し (選任時)

届出先 —— 本庁水道施設課又は各水道営業所へ届け出て下さい。

選任時の注意

- 一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任する事も可能です。
- 複数の事業所で一人の給水装置工事主任技術者を同時に選任することは原則として禁じられています。

(兼任の原則禁止)

給水装置工事主任技術者を選任する際は、1つの事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を同時に他の事業所の選任としないようにしなければなりません。

ただし、事業所を兼任しても職務に特に支障がなければ複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。兼任可能かどうかの判断は原則として選任する者が行いますが、水道事業者が指導する場合があります。

記 載 例

様式第3 (第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

神奈川県公営企業管理者 殿

○ 年 □ 月 × 日

本店が届出 → 届出者 指 定 番 号 第 7 9 8 号
 氏名又は名称 **神奈川水道 株式会社**

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任
の届出をします。

解任

いずれか又は両方に印をつける

本店以外の場合、事業所を特定すること。

給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	神奈川水道株式会社 相模原支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日
(選任) ニノミヤ コノロウ 二宮 吾郎	5 3 8 6 7	×年4月2日
(解任) ヤマト カスオ 大和 和男	2 3 4 5 6	×年3月20日

事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任している場合は、選任した者又は解任した者のみ届出

解任により給水装置工事主任技術者が欠けるときは、解任の日から2週間以内に選任

* 事業所が2ヶ所以上の場合は、届出書を各事業所1枚ずつ提出してください。

(届出者は本店となります)

指定事項の変更

1 変更届出事項 水道法第 25 条の 7、水道法施行規則第 34 条

次に掲げる事項に変更があったときは、定められた期間内に神奈川県公営企業管理者に必ず届け出てください。

*個人及び法人

- ①氏名又は名称（法人で、(有)から(株)への組織変更又は合名・合資会社間の組織変更の場合を含みます。）
- ②住所（本店）
- ③事業所の名称又は所在地（事業所の新設や閉鎖を含みます。）
- ④選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

*法人のみ

- ⑤代表者の氏名
- ⑥役員の名（役員を増減を含みます。）

2 提出書類

- ①② ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
 + (水道法施行規則様式第 10)
住民票の写し……………個人
- ①② ———— 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…法人
 +
給水装置工事事業者指定票（原本）
- ③ ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
 + 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 + 主任技術者免状の写し
- ④ ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 + 主任技術者免状の写し
- ⑤ ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 + 定款又は寄附行為
 + 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑥ ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 + 誓約書
 + 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

3 期日・届出先

変更のあった日から 30 日以内に本庁水道施課又は各水道営業所に届け出て下さい。（期限内に届出が無い場合は、上記以外の書類や、書面により理由書を提出していただくことになりますので、期限内に提出してください。）

記 載 例 ①

様式第 10 (第 34 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

神奈川県公営企業管理者 殿

届出の日 (変更から 30 日以内)

○ 年 × 月 △ 日

変更したときは変更後の名称等

届出者 指 定 番 号 第 798 号

氏名又は名称 **神奈川水道株式会社**

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カナガワスイドウ 神奈川水道株式会社			本店が届出
住 所	神奈川県横浜市中区日本大通 1			
フリガナ 代表者の氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎			法人は登記年月日
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	
名 称 変 更	神奈川水道設備 株式会社	カナガワスイドウカブシキガイシャ 神奈川水道株式会社	○年 △月□日	
住 所 変 更	神奈川県鎌倉市 御成町 12 番 18 号 (0467-22-6200)	〒231-8588 神奈川県横浜市中区 日本大通 1 (045-201-1111)	住所変更に伴い 電話番号の変更が ある場合には記載 してください。	
事業所の名称	神奈川水道株式会社 相模原南営業所	カナガワスイドウカブシキガイシャ 神奈川水道株式会社 サガミハラシテン 相模原支店		
事業所の新設		〒252-0236 神奈川県相模原市中 央区富士見 6 丁目 5 番 8 号 (0427-55-1132)	○年 ×月□日	
事業所の閉鎖	神奈川県相模原市相 模大野 6 丁目 3 番 1 号 (0427-45-1111)	閉鎖	○年 ×月×日	

様式第 10 (第 34 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

神奈川県公営企業管理者 殿

○ 年 × 月 △ 日

届出者 指 定 番 号 第 798 号

氏名又は名称 神奈川水道 株式会社

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カガワスイドウ 神奈川水道 株式会社		
住 所	神奈川県横浜市中区日本大通 1		
フリガナ 代表者の氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
給水装置工事主任 技術者の交付番号	相模 次郎 1 2 3 4 5	2 3 4 5 6	○年 ×月○日
代表者の変更	神奈川 雪子	神奈川 太郎	○年 □月○日
役員の氏名 (フリガナ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">全役員を記入</div>	代表者 神奈川 太郎 取締役 神奈川 一郎 相模 花子 大和 和男 (退任) 監査役 藤沢 三郎	代表者 神奈川 太郎 取締役 神奈川 一郎 ツクイ ハナコ 津久井 花子 (氏名変更) ヤマト シロウ 大和 史郎 (就任) 監査役 藤沢 三郎	○年 ×月△日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">登記年月日</div>
	氏名変更・就任時にはフリガナを		

指定の更新

水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の指定の有効期間は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失います。(水道法第25条の3の2)

1 有効期間について

令和元年9月30日までに指定を受けている工事事業者は初回更新までの有効期間が下表のとおりとなります。(水道法附則第3条及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第4条)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2020年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	2021年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	2022年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	2023年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	2024年9月29日まで

令和元年10月1日以降、新規指定を受けた給水装置工事事業者の有効期間については、指定日から5年となります。

例：2019（令和元）年12月23日に指定された場合、有効期限は2024（令和6）年12月22日となります。

上記の例の場合において、指定の有効期間が満了となる前に、指定の更新手続きを行った時は、更新の決定の日にかかわらず、更新後の有効期間は従前の満了の日の翌日（2024（令和6）年12月23日）から5年（2029（令和11）年12月22日）を経過する日までとなります。

2 更新の手続き

(1) 更新の要件

水道法第25条の2及び第25条の3を準用し、指定の申請・基準と同様の要件となります。(指定の申請(p3～)「2 申請事項」及び「3 指定の基準」参照)

(2) 申請手続き

受付場所 ⇒ 本庁水道施設課

申請に必要な書類を揃え、郵送で申請をしてください。

※新規申請と異なり、原則各水道営業所窓口では受付を行っておりませんのでご注意ください。

手数料 ⇒ 10,000円（更新事務手数料）

申請書受理後、本庁水道施設課から納入通知書を送付しますので、取扱金融機関等で納付してください。納付確認には日数を要しますが（2～3週間）、ご理解の程よろしくお願いいたします。

受付時期 ⇒ 有効期間の満了が近い方に、順次、郵送でご案内します。

ご案内が不達の場合、再発送はいたしませんのでご案内が届かない場合でも有効期間内に更新申請を行うよう注意してください。

指定票の交付 ⇒ 手数料の納付確認後、審査を行い、指定の基準に適合していた場合は本庁水道施設課から更新後の指定票を郵送します。

（3）申請書類

新規指定と同様に以下の書類が必要となります。

イ 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

ロ 機械器具調書（別表）

ハ 誓約書（様式第2）

ニ 住民票の写し（個人）

ホ 登記事項証明書（法人）—— 履歴事項全部証明書をご提出ください。

ヘ 定款又は寄附行為（法人）

ト 給水装置工事主任技術者免状の写し

3ヶ月以内に
発行されたもの

*個人—イ、ロ、ハ、ニ、ト 5種類

法人—イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト 6種類

チ 給水装置工事事業者指定票（原本）

業務上手元に置いておくことが必要な場合、別途ご相談ください。

（4）変更があった場合

「住所・電話番号・商号・代表者名・役員名等」の変更があった場合は、水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条の規定により、事由発生から30日以内に水道事業者へ届け出なければならないこととなっています。

指定の変更（p15～）に基づき、変更届出書を提出してください。有効期間満了

に伴う更新申請の際に変更事由が明らかになった場合には、更新申請に先立ち変更を行う必要があります。

また、事由発生から 30 日以内に届出が無かった変更については、別途追加の書類や、書面により理由書を提出していただく必要があります。

(5) 営業内容等の確認について

事業の運営に関する基準（水道法第 25 条の 8 及び水道法施行規則第 36 条）に従い、適正に給水装置工事業を運営していることを確認するため、次の事項について確認させていただきます。

- ① 指定給水装置工事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（外部、自社内研修等の受講）
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

（配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合の経験の有無）

※ 上記の各確認事項については、公表の可否の希望を確認させていただいた上で、県営水道のホームページ等に公表します。

3 指定の失効

指定の有効期間内に更新の申請がない場合（やむを得ない事情があった場合も含む）は、指定の失効となります。

再度、指定給水装置工事業者として当該給水区域内で業務を行う場合は、改めて新規指定の申請を行い、指定を受けなければなりません。

また、指定の有効期間は休止中も含むため（違反行為による業務自粛期間も同様）、休止及び自粛中により申請を失念し期間を超過した場合も同様の取扱いとなります。なお、指定取消しとは異なり、失効後すぐに申請手続きが可能です。

廃止・休止・再開

給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、神奈川県公営企業管理者に必ず届け出てください。（水道法第 25 条の 7）

1 廃止・休止

＜廃止・休止について＞

事業を廃止した場合は（業務を縮小により給水装置工事を行わなくなった場合も含む）廃止の届出をしてください。また、指定の要件を満たせなくなったとき（指定から 2 週間以内に給水装置工事主任技術者を選任できない等）、事業を一時休止したとき等の場合には、事業の休止の届出をしてください。

いったん廃止の届出をすると、再び給水装置工事を行う場合は新たに指定の申請をすることになりますが、休止の場合は再開の届出を提出すれば再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事の事業を行うことができます。

提出書類

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（水道法施行規則様式第 11）

+

給水装置工事事業者指定票

+ ※廃止の場合

給水装置工事主任技術者解任届出書（水道法施行規則様式第 3）

期日・届出先

廃止、休止の日から 30 日以内に本庁水道施設課又は各水道営業所に届け出て下さい。

＜廃止扱いになる場合、指定事項変更になる場合＞

指定を受けた後、組織を変更したり他の会社と合併した場合、廃止届後改めて指定の申請をする場合と、指定事項変更として届出る場合があります。

次ページの表を参考に、必ず届出をおこなってください。

廃止・休止の届出方法

個人	組織変更	個人→法人	廃止届・指定申請
	相続	個人が死亡し、相続人等が事業を継続して行いたいとき	
法人	組織変更	法人→個人	廃止届・指定申請
		有限会社→株式会社	指定事項変更届
		持分会社（合名会社・合資会社・合同会社） ←→株式会社	
	持分会社間（合名会社・合資会社・合同会社）		
	合併	指定工事店 A と指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併
新会社 C を設立（新設合併）			A・B ともに廃止届、C が指定申請
A と指定工事店 B が合併		A が指定工事店 B を吸収合併	A は指定申請、B は廃止届
		新会社 C 設立（新設合併）	B は廃止届、C が指定申請

組織変更、合併に伴う廃止・申請の時期

まず、指定申請を行い、指定を受けた後の工事は新会社の名で申請します。元の指定工事店は、新会社が指定を受ける前に受け付けていた工事が全て終了した後で廃止届を提出してください。

新会社と元の会社の指定が2重になる期間ができます。

2 再開

休止後事業を再開するときは、再開の届出をしてください。

提出書類

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

（水道法施行規則様式第 11）

期日・届出先

再開から 10 日以内 に 本庁水道施設課 又は 各水道営業所 に届け出て下さい。

*届出受理後、「給水装置工事事業者指定票」を返還いたします。

記 載 例

廃止

指定給水装置工事事業者 休止 届出書

再開

神奈川県公営企業管理者 殿

届出の日 (廃止・休止から 30 日、再開から 10 日以内)

└──────────▶ ○年 □月 ×日

届出者 指 定 番 号 第 798 号

氏名又は名称 **神奈川水道 株式会社**

廃止

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事事業者の 休止 の届出をし

いずれかに印をつける ─────────▶ 再開

ます。

フリガナ 氏名又は名称	カナガワスイドウ 神奈川水道 株式会社
住 所	神奈川県横浜市中区日本大通 1
フリガナ 代表者の氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	○ 年 × 月 □ 日
(廃止・休止・再開) の理由	○ ○ ○ ○ の た め ↑ <理由> 業務縮小、営業廃止、事業再開 給水装置工事主任技術者選任不可能など

指定票の再交付

1 指定票の再交付 ————— 神奈川県県営上水道条例第 11 条

給水装置工事事業者指定票を紛失又はき損した場合は神奈川県公営企業管理者に届け出てください。指定票を再交付します。

提出書類

指定票再交付申請書（神奈川県県営上水道条例施行規程第 10 号様式）

+

き損した場合は、既存の給水装置工事事業者指定票

届出先・手数料

- ①水道施課又は各水道営業所に届け出て下さい。
- ②書類確認が終わったら、手数料を納入してください。

営業所— 窓口で納入してください。

水道施設課— 納入通知書を発行しますので、取扱金融機関で納入してください。

再交付手数料 2, 500円

記 載 例

第 10 号様式（第 9 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

指 定 票 再 交 付 申 請 書

○年 □月 ×日

神奈川県公営企業管理者 殿

申請者 住 所 神奈川県横浜市中区日本大通 1
氏名又は名称 神奈川水道株式会社

次の理由により指定票の再交付を受けたいので、申請します。

指 定 年 月 日	○ 年 × 月 □ 日
指 定 番 号	第 ○○○○ 号
再 交 付 を 受 け る 理 由	○ ○ ○ ○ の た め

↑
<理由> 紛失、き損など

指定の取消し

指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す場合があります。(水道法第 25 条の 11)

(指定の基準について) ————— 第 25 条の 11 第 1 項

- ①給水装置工事主任技術者として選任される者をおいていないとき
- ②定められた機械・器具を有しないとき
- ③指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当する者であるとき
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(給水装置工事主任技術者について) ————— 第 25 条の 11 第 2 項

- ④事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- ⑤選任・解任の届出を遅滞なく届け出なかったとき

(変更等の届出について) ————— 第 25 条の 11 第 3 項

- ⑥指定事項変更、廃止・休止・再開の届出をせず、又は期限内に届出をしないとき
- ⑦変更等について虚偽の届出をしたとき

(事業の運営について) ————— 第 25 条の 11 第 4 項

- ⑧水道法第 25 条の 8、施行規則第 36 条に定める「給水装置工事の事業の運営に関する基準」に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認めら

れるとき

(検査の立会いについて) ————— 第25条の11第5項

- ⑨水道事業者が給水装置の検査を行う際、当該給水装置工事を施行した給水装置工事事業者に対し、施行した事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めた場合に、正当な理由なくこれに応じないとき

(報告又は資料の提出について) ————— 第25条の11第6項

- ⑩水道事業者が指定給水装置工事事業者に対し、給水区域内で施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めた場合に、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

(その他) ————— 第25条の11第7、8項

- ⑪指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき
⑫不正の手段により指定を受けたとき

指定を取り消された場合は

指定を取り消された場合は、2年を経過しなければ再び指定を受けることができません。

指定を取り消された場合は、ただちに指定票を返還していただきます。

申請書類等早見表

申請書及び添付書類			指定給水装置工事業者指定申請書	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	指定給水装置工事業者指定事項変更届出書	指定給水装置工事業者廃止・休止・再開届出書	指定票再交付申請書	機械器具調査	誓約書	(発行から3ヶ月以内) 住民票の写し	(発行から3ヶ月以内) 登記事項証明書	定款又は寄附行為	給水装置工事業者指定票(原本)	給水装置工事主任技術者免状の写し	備考	
指定申請		個人	○					○	○	○					○	審査手数料:10,000円
		法人	○					○	○		○	○			○	
変更	個人及び法人	住所 氏名又は名称	個人		○					○				○		・変更のあった日から30日以内に届け出る。 ・本店、事業所の住所変更等により電話番号が変更となる場合も届出書に記載する。 ・「選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号」の変更とは、婚姻等により主任技術者の情報が変更になった場合が該当する。 給水装置工事主任技術者免状の写しは変更後のものを添付すること。 ○※事業所ごとに1名以上の主任技術者が必要です。新設の際は新たに選任、閉鎖の場合は、解任してください。 △※新たな代表者が以前から役員である場合は不要
		事業所の名称又は所在地 (事業所の新設や閉鎖を含む)	法人		○						○	○	○			
	選任されている給水装置 工事主任技術者の氏名又は 免状の交付番号				○※	○								○		
	法人のみ	代表者の氏名			○				△※		○	○				
		役員の氏名			○			○		○						
有効期間満了に伴う更新		個人	○					○	○	○			○※	○	更新事務手数料:10,000円 ○※業務上必要で、申請の際に添付出来ない場合、お申し出ください。	
		法人	○					○	○	○	○	○	○※	○		
廃止				○		○							○		事業の廃止から30日以内に届け出る。 選任していた給水装置工事主任技術者を併せて解任してください。	
休止						○							○		事業の休止から30日以内に届け出る	
再開						○									事業の再開から10日以内に届け出る	
指定票再交付							○						△※		再交付手数料:2,500円 △※指定票のき損の場合は添付する	
給水装置工事主任技術者選任・解任				○										△※	・新たに指定を受けた日・給水装置工事主任技術者が欠けた日から2週間以内に選任し届け出る。 ・給水装置工事主任技術者を選任・解任したとき、事業所を新設・閉鎖したときには遅滞なく届け出る。廃止した際は廃止届と、事業所を新設・閉鎖したときは変更届と同時に提出ください。 △※解任の場合は不要	

○は必ず提出すること
 △は内容により必要がある場合に提出すること
 ※定められた届出期間以内に届け出がなされなかった場合には、理由書を提出していただく必要があります。